

青森県後期高齢者医療保険料率等について

1 改定に至る背景について

- 後期高齢者医療制度の保険料率は、「高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項」の規定により、おおむね2ヶ年の財政の均衡を保つことができるよう算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされている。
- 青森県後期高齢者医療広域連合においては、剰余金を活用することで可能な限り被保険者の負担の抑制を図り、保険料率の算定を行い、改定を行うこととし、保険料の賦課限度額については、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、国が政令（令和4年1月19日公布）で定める66万円と同額とした。
- 令和4年2月18日に開催された令和4年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、令和4年度及び令和5年度の後期高齢者医療保険料の保険料率、保険料の賦課限度額に係る「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が可決した。

2 改定内容について

- (1) 後期高齢者医療保険料率（所得割率及び被保険者均等割額）
令和2年度及び令和3年度「所得割率8.30% 均等割額44,400円」を
令和4年度及び令和5年度「所得割率8.80% 均等割額44,400円」とする。
- (2) 後期高齢者医療保険料の賦課限度額
規定されている賦課限度額を「64万円」から「66万円」に改める。

3 周知について

- ・ 本市ホームページ（令和4年4月1日公開済）
 - ・ 広報あおもり（5月15日号掲載予定）
 - ・ リーフレット（令和4年7月13日発送の納入通知書等に同封予定）
- ※青森県後期高齢者医療広域連合においては、広域連合ホームページ、新聞広告（東奥日報・デーリー東北・陸奥新報）での周知を予定している。

4 施行期日

令和4年4月1日